

男性へのHPVワクチンの定期接種化に関する意見書（案）

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンは、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を予防するもので、最新の9価ワクチンでは、その原因の80～90%を占める、7種類のHPVの感染を防ぐことができるとされている。

HPVは子宮頸がんだけでなく、肛門がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどの原因とされており、HPVワクチンは、これらの疾病予防を目的に、80を超える国々で男女を対象とした定期接種を実施されている。

国内における男性へのHPVワクチン接種については、令和7年8月に従来の4価ワクチンに加えて9価ワクチンが、肛門がんやその前駆病変並びに尖圭コンジローマの予防を目的に承認され、男性も女性と同じワクチンを使用できる環境となった。

WHOは、子宮頸がんの撲滅を目指すためには、適切なタイミングでの検診や治療に加えて、15歳までに90%の女性がHPVワクチンの接種を受けることが必要であるとの見解を示している。そうした中、予防接種法に基づく男性への定期接種の導入は、この目標を早期に達成し得る取り組みとして期待されるところである。

年間1万人余りの女性が罹患し、内約3000人の方が亡くなっている子宮頸がん及びHPV関連疾患の予防を進める上で、HPVへの感染を防ぐための方策として、世界各国で導入されている本ワクチンが、我が国においても、男性に対して、安心して接種できる体制を構築するために、国に対し、以下を強く要望する。

記

- 1 男性へのHPVワクチンの定期接種化について、迅速な審議を行い、早急に結論を示すこと。
- 2 国がリーダーシップを発揮し、関係者が一丸となってHPV関連疾患の根絶を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

様

和歌山県議会議長 岩田 弘彦
(提出者)

鈴木 太雄
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、男女共同参画）